私立専修学校運営費補助金の「エネルギー価格高騰対策割」　Ｑ＆Ａ

|  |
| --- |
| Ｑ１　補助対象経費に含まれる光熱費の範囲は。 |

電気料金、ガス料金及び燃料（灯油、ガソリン、軽油及び重油）料金です。水道料金は含みません。

なお、学校法人会計上、「光熱水費」以外の科目に計上される経費（「車輛燃料費」や「給食経費」等）も対象となります。

|  |
| --- |
| Ｑ２　ある月（例えば令和５年10月）に使用し、次の月（令和５年11月）に支払いをした光熱費は、所要額（支出済額）調書上、どの欄に記入すれば良いか。 |

　　　当該光熱費について、学校法人会計における費用計上月と対応するように記入してください。

設問の例では、学校法人会計上、令和５年10月の未払金として計上するのであれば「令和５年度の10月」の欄に、令和５年11月に費用計上するのであれば「令和５年度の11月」の欄に記入してください。

|  |
| --- |
| Ｑ３　後期分執行のスケジュールは。 |

予定としては、以下のとおり考えております。

４月初頭：所要額調書提出〆切

４月上旬～中旬：内示額の通知、交付申請書〆切

４月中旬～下旬：交付決定、実績報告及び請求書〆切

５月中旬：支払い

|  |
| --- |
| Ｑ４　補助対象経費の比較対象が令和３年度である理由は。 |

　　　原油価格や物価の高騰の影響を受ける私立学校に対する支援という事業の趣旨に鑑み、価格が高騰する前の令和３年度を基準としたものです。

|  |
| --- |
| Ｑ５　今年度の補助対象期間が３月まで含まれる理由は。 |

本事業は、国が措置する交付金を活用して実施するものです。当該交付金の取扱いルールにより、本事業に係る補助金は年度をまたぎ支払いをすることが可能であることから、昨年度より対象期間を拡充し、３月までの実績に基づき交付を行おうとするものです。

|  |
| --- |
| Ｑ６　補助上限額を前期と後期で区分する理由は。 |

本事業は、前述のとおり国が措置する交付金を活用して実施するものです。当初、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による国の支援は９月までとされていたことから、前期分までの実績の取りまとめ及び交付に係る各種手続について執り進めてきたところです。

今般、国において「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が追加措置されたところですが、すでに前期分の補助事業の交付手続は完了していることを踏まえ、後期分については期間の延長でなく、別区分として対応しようとするものです。

|  |
| --- |
| Ｑ７　所要額（支出済額）調書を提出する際の添付書類は。 |

光熱費の費目ごとに、月別の支出日及び支出額が分かる書類（経理書類、料金明細票、通帳の写し等）を添付してください。

　　　なお、２つ以上の学校や部門（収益事業や学童クラブ等）について、まとめて光熱費を支出している場合には、補助対象校分の計上額（内部振替額）が分かる書類を提出してください。

　　※令和３年度の書類は、昨年度提出されたものを活用しますので、改めての提出は不要です。

|  |
| --- |
| Ｑ８　補助対象経費（令和５年度光熱費のうち、令和３年度光熱費を超過した金額）について、①価格高騰に起因する金額上昇分のほか、②使用量の増加等に起因する金額上昇分も含まれると考えられる場合、補助対象経費の算定上の考え方は。 |

①と②を明確に区別することは困難であるため、超過した金額の全額を補助対象経費とします。

|  |
| --- |
| Ｑ９　令和５年度に支出した費目のうち、令和３年度の支出実績がない費目について、補助対象経費の算定上の考え方は。 |

令和３年度の支出実績がない費目については、価格高騰によるかかり増し分を計算することができませんので、原則、補助対象経費から除きますが、個々の事情については、個別に御相談ください。

|  |
| --- |
| Ｑ10　前期の補助実績が無かった場合であっても、申請をしてよいか。 |

　　　後期分からの申請も可とします。